

議案第1号

令和7年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画

全国国民健康保険診療施設協議会（略称「国診協」）は、国民健康保険法に基づいて設置される国民健康保険診療施設（国保直診）の管理者たる医師・歯科医師を会員とし、国保直診の多くが立地している離島・へき地・中山間地域における保健・医療・介護・福祉の連携統合を図り、超高齢社会に対応する地域包括医療・ケアの充実強化と地域包括ケアシステムの構築を目的として、全国国保地域医療学会を開催するほか、種々の事業を積極的に実施しているところである。

高齢化が進む日本では、持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的とした社会保障・税一体改革の推進のため、平成25年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」を成立させ、平成26年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が公布された。その概要は1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化などである。この法律改正で「地域包括ケアシステム」が規定されたことにより、超高齢社会が進む日本ではこのシステムが必要不可欠であるということが示された。

国保直診では昭和40年代後半から先進的に地域包括医療・ケアの推進に取り組み、在宅医療を含む地域医療を支えてきた。国診協が昭和59年に「地域包括医療・ケア」の理念を明文化し、全国的に展開してきたことが最も先進的であることの証であり、国保直診の誇りであるとともに国診協運営の絶対的基盤であるといっても過言ではない。今年度も地域包括医療・ケア推進のフロントランナーとして全国各地域で活動するとともに、少子高齢化と人口減少が進む中で国保直診の役割と機能を確立し、医師・メディカルスタッフの確保等その基盤強化を図り、将来に向けて持続可能な地域包括医療・ケアシステムを構築し実践するための「国保直診のありたい姿」を検討・策定し令和6年3月に会員施設等に公表した。

平成31年4月には厚生労働省社会保障審議会が「2040年を展望した医療提供体制の改革について」が提示された。その中で「地域医療構想の実現」「医師・医療従事者の働き方改革」「実効性のある医師偏在対策」を三位一体で推進することが示されている。その後、地域医療構想の実現に関しては令和元年9月に厚生労働省が、公立・公的医療機関等の具体的対応の「再検証」を要請する病院名を公表（本会会員施設の半数が対象とされた）するなどの進め方に対して直ちに意見を提出した。コロナ禍で中止されていた各地域での協議も昨年度は再開され、外来機能（かかりつけ医機能も含め）についても議論され会員施設がそれぞれの立ち位置を明確にし、適切に対応することを引き続き期待する。また、国では地域間の医師偏在の解消を図るため「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年7月25日公布）を制定した。多くの国保直診が所在する地域では医師不足が続いている現状にある。その

ような地域では「総合診療医」の必要性が増しているものとする。国診協では地域医療を守る病院協議会とともに「日本地域医療学会」運営に参画し「地域総合診療専門医」育成を通じて医師偏在解消の一翼を担っていききたい。

平成 30 年度から国民健康保険制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るなどの措置が講じられた。これまで国保直診が自治体とともに地域住民の予防・健康づくり事業を展開してきたが、それらの事業は新たに創設された保険者支援事業として新しい国保制度に受け継がれ、国保直診の益々の活躍が期待されている。さらにはオンライン資格確認導入やマイナ保険証利用促進、国保データベース（KDB）の有効活用においても国保直診としての取り組みを推進したい。

令和 6 年 4 月には「医師の働き方改革」「第 8 次医療計画」がスタートし「診療報酬・介護報酬・障害者総合支援法報酬のトリプル改定」も行われた。さらには「医療 Dx の推進」も加速される中、国診協では「医師の働き方改革」「マイナンバーカードの保険証利用」さらには診療報酬改定に関連して「ベースアップ評価料」に関する調査を行い、結果を会員へ公表した。また内部調査調整チームが調査項目の取りまとめを行って会員施設の実態調査を行った。令和 7 年度においても会員施設に対し国の動向に関する情報提供に務めるとともに必要に応じて調査を行い会員施設へ結果をフィードバックするとともに、その結果に基づき離島・へき地・中山間地域等医療資源不足に悩む国保直診に対する支援を引き続き国に対して要望していくこととする。

令和 6 年 1 月 1 日に能登半島地震が発生し石川県の多くの会員施設が大きな被害を受けた。今後全国各地域で災害が発生することが考えられることから、国診協としての災害発生時の支援の在り方、国保直診における事業継続計画（BCP）策定等について引き続き検討を行っていききたい。

一昨年新型コロナウイルス感染症が感染法上「2 類相当」から「5 類」へ移行したがこの感染症が終息したわけではなく、令和 7 年度も引き続き感染対策に留意しながら主要事業を実施する。

多くの国診協会員施設では、医師不足や専門職確保困難、人口減少に伴う患者数の減少、人件費上昇、医療材料等の高騰などにより経営状態は悪化している。昨年、厚生労働省から補正予算関連で「人口減少や医療機関の急変に対応するパッケージ」が示され、また医師偏在への対応として「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」も示されたところであるが、現下の状況から会員施設においては、運営上での体制面や財政面から厳しい状況の根本的な打開とまで至ってないと危惧される。

国診協運営に関しても令和 7 年度も物価上昇等の影響をはじめ厳しい状況は続くものと思われるが、一層の効率的な事業運営並びに経費の見直し等を実施し、引き続き財政基盤の安定と公益社団法人としてのガバナンス強化に向けて取り組んでいくこととする。また、国、国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、平成 29 年 9 月に設立した地域医療

を守る病院協議会構成団体、令和3年10月に設立した日本地域医療学会、その他関係団体と一層緊密な連携を図りながら、次の事業を実施するものとする。

1. 重点事業

(1) 組織体制の強化と会員施設拡充

国保直診の運営・事業活動を強化するため、都道府県国保直診開設者（市町村長）協議会との連携強化、都道府県協議会並びにブロック組織の活動強化を図るとともに会員施設と国診協との連携、情報交換を密接にする等により組織の強化、活性化を図る。また、国保直診への未加入状況等を把握し、加入勧奨を推進し会員施設拡充に取り組む。

さらに国診協の財政基盤安定のために、令和2年度に会費負担増額をさせていただいたが、今後も引き続き効率的な事業運営と経費見直しを実施するとともに公益社団法人としてのガバナンス強化に取り組み、健全かつ安定した運営に努めていく。

(2) 組織内委員会等の充実・活動推進

国診協内部の委員会・部会等の活動の推進を図るとともに、機能充実に努める。

① 「内部調査調整プロジェクトチーム」の活用

国診協内部の委員会や部会で実施する調査において、内容の重複を避け、調査を受ける会員施設の負担軽減のため調整役を担うプロジェクトとして設置した。令和6年度においても、プロジェクトチームを活用して円滑に調査を行うものとする。

② 「国診協若手の会」の活動推進

国診協の次世代を担う若手職員の相互支援、交流を目的に「国診協若手の会」を設置。令和3年度に「国診協若手の会世話人会」を立ち上げ活動を開始した。令和6年度はこの世話人会を中心に活発に活動を行い、「国診協若手の会」の今後に向けてのあり方等について検討等を進めつつ、若手医師・歯科医師等国保直診若手スタッフの交流の輪を広げてきた。令和7年度においても引き続きリハビリ専門職等の職種にも広げていきたい。

③ 「歯科保健部会」の設置の推進

歯科診療施設等の地域包括医療・ケア実践における役割の重要性からも国診協各ブロックもしくはより広範囲なブロックでの検討を踏まえ、前年度に引き続き歯科保健部会の設置を進めていく。

(3) 地域包括医療・ケアの推進

① 国保直診を拠点とする地域包括医療・ケアの普及推進に資するため、地域の関係機関との連携を密にしつつ、国保直診及び国保総合保健施設による特定健診・特定保健指導等を中心とする保健事業、地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）を中心とする介護・福祉事業への取り組みを強化する。

② 地域包括医療・ケアを実践する施設及び医師、歯科医師並びにその他の専門職員（保健・医療・介護及び福祉業務に従事する専門職種職員）を対象とする地域包括医療・

ケア認定制度の普及を図る。

③ 地域包括ケアシステムの構築のためには、行政や住民と連携と協働が必要で、そのために国診協の開設者委員会との連携を密にする。

④ 少子高齢化と人口減少が進む中で国保直診の役割と機能を確立し、将来に向けて持続可能な地域包括ケアシステム構築を実践するために、会員施設が「国保直診のありたい姿」（令和6年3月公表）を踏まえた取り組みを行う事を推奨する。

(4) 医師の働き方改革への対応

「医師の働き方改革」は昨年4月から実施されているところであるが、多くの国保直診は医師数が少なく厳しい対応が迫られる改革である。国診協としては会員施設の状況を把握しつつ、有用な情報や方策を会員施設と共有するとともに、必要に応じて条件緩和等を国に対し要望していく。

(5) 地域医療構想の進め方に対する対応

コロナ禍を経て国の方向性も「再編・統合」から「連携・役割分担」へと変化し、令和6年度からは「外来機能や在宅医療、医療・介護連携等」を含めた新たな地域医療構想に関する検討が行われ方向性が示された。今後より効果的な医療提供体制構築に向けて有意義な対応が進むことを期待する。本会会員施設の多くは離島・へき地・中山間地域における保健・医療・介護・福祉の連携統合を図り、超高齢社会に対応する地域包括医療・ケアの充実強化と地域包括ケアシステムの構築を目的として、それぞれの地域において在宅医療を含む地域医療を支えているとともに、民間では困難な不採算部門の医療を担っている。国保直診が各地域での立ち位置を明確にして協議の場に臨み、より効果的な医療提供体制構築に向けて議論を行うことを期待する。国診協としては2025年以降の新たな地域医療構想についての国の動向を引き続き注視するとともに各種情報については会員に提供し周知を図る。

(6) 「かかりつけ医機能」への対応

一昨年「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」が成立し本年4月から「かかりつけ医機能報告制度」が施行されることになった。かかりつけ医機能の報告も踏まえて地域で外来医療機能の協議が行われるものと思われる。多くの国保直診（診療所・中小病院）はこれまで「かかりつけ医機能」を十分発揮してきたと考えている。本年度は国診協として「国保直診におけるかかりつけ医」、高齢化と人口減少が先行して進むへき地・離島・中山間地域における「かかりつけ医」の姿について、関係団体等の動向を見極めつつ引き続き議論・検討を進めることとする。

(7) 令和8年度診療報酬改定に向けた令和6年度改定影響調査の実施に伴う分析等

令和6年度診療報酬改定の結果を検証するとともに、国保直診における影響調査で得た令和8年度の次期改定に向けての基礎データ収集を行った結果を踏まえ、分析等を実施し、次期診療報酬改定への要望に反映していくこととする。

(8) 医療 Dx への対応促進

国診協では昨年会員施設への調査結果を踏まえ「医療 Dx の現状と課題分析」を公表したところである。今年度は課題解決に向けての取り組みを行うとともに国保特別調整交付金の活用等の情報を会員施設へ提供し医療 Dx を推進する。

(9) 地域総合診療専門医の育成

国保直診はこれまで地域において総合診療を実践し、地域に根ざした総合診療医を育成してきた実績がある。前年度に引き続き地域医療を守る病院協議会加盟団体を中心に設置した「一般社団法人日本地域医療学会」の活動に積極的に参画し「地域総合診療専門医」育成を通じて医師偏在解消の一翼を担っていく。

(10) 病院総合医協働事業への参画

地域間の医療格差、医療・介護連携、人材不足など、医療や介護が抱える様々な課題を包括的に考え、かつ地域包括ケアシステムにも関与できる人材としての総合医が求められている。日本病院会、全国自治体病院協議会との共同事業に参画し検討を進めていくこととする。

(11) 全国学会、研究、研修事業の充実

全国国保地域医療学会、地域医療現地研究会、地域包括医療・ケア研修会及び各種研究、研修事業等の内容を充実するとともにオンライン活用でより多くの会員に向けての情報発信や会員参加の促進、会員相互の交流の拡充に取り組んでいく。

(12) 国保直診データベースの充実

国保直診活動の情報発信ツールとして、国保直診によるデータ入力 of 協力を得ながらデータベースの整備を引き続き進め、国保直診活動の推進等に活用していく。

(13) マイナ保険証利用促進

令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証がマイナ保険証へ移行された。国保直診は国民健康保険の保険者や被保険者の身近な存在であり今後もマイナ保険証利用促進に向けて適切な対応を行う。

(14) 災害時対応

昨年年始に発生した能登半島地震では多くの国保直診が被災した。その後も地震や豪雨災害が発生し、今後も災害の発生が危惧される場所であるが、国診協として災害発生時の支援体制について協議を行っていく。また国保直診における事業継承計画 (BCP) 策定についても研修会開催等を通じて対応する。

2. 諸会議の開催

(1) 総会、理事会、監事会の開催

(2) 執行役員会、各委員会・部会の開催

各会議・委員会等の目的、役割を十分果たすため、オンライン会議システム (平成 28 年度後期に導入・令和 2 年度変更) を有効に活用するなど、積極的かつ効率的な

開催に努める。

- (3) 都道府県国保直診開設者協議会会長会議の開催
- (4) 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議の開催

3. 主要事業

(1) 国保直診支援に関する事業

- ① 関係団体と共同して医師等求人求職斡旋事業の実施
会員施設を対象に医療事故のリスクを保証する賠償責任保険事務の実施及び各種
広報媒体の活用等による医師等確保対策事業を実施
- ② 広報活動の充実
 - i 季刊「地域医療」誌の発行並びに内容の充実及び読者層の拡大
 - ii 増刊「地域医療」全国国保地域医療学会特集号の発行
(第65回全国学会〔和歌山〕開催)
 - iii 国診協ホームページを活用した情報発信の一層の充実と活用
 - ・「会長通信」を3-4か月に1回程度発行
 - ・国診協各委員会・部会の活動状況をホームページに掲載
 - iv 保健・医療・介護及び福祉に関する国の動向等情報の早期提供

(2) 調査研究・研修に関する事業

- ① 地域包括ケアシステムの確立とその普及推進及び国保直診の役割に関する調査研究
事業の実施
- ② 老人保健健康増進等事業、社会福祉振興助成事業等の実施
- ③ 第39回地域医療現地研究会
 - 開催期日 令和7年5月30日(金)・31日(土)
 - 開催地 島根県松江市・雲南市
 - メインテーマ「神話と歴史のふるさとで地域包括医療・ケアを語る」
～人口減少社会への挑戦 地域共生社会の実現を目指して～
- ④ 地域包括医療・ケア研修会(令和7年度)
 - 開催期日 令和8年1月16日(金)・17日(土)
 - 開催地 東京都秋葉原(富士ソフトアキバプラザ)(予定)
- ⑤ 国保直診口腔保健研修会(令和7年度)
 - 開催期日 令和7年10月2日(木)
 - 開催地 和歌山県和歌山市
- ⑥ 海外保健・医療・介護・福祉視察研修
(令和7年度は実施を見送る。)
- ⑦ 医師臨床研修指導医講習会(全国自治体病院協議会と共同実施)
 - 開催期日 令和7年8月～令和8年1月(6回開催(内、参集方式3回、オンラ

イン方式3回) 予定)

⑧ リハビリ専門職の人材育成にかかる研修会

国診協 地域ケア委員会・リハビリテーション部会の企画運営により、平成28年度より実施している。

- 開催日、開催地：令和7年 秋頃、富山県上市町で調整中。
- 対象者：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び医師ほか
- 参加募集人員：40名程度

⑨ 多職種研修コーディネーター研修会

厚労省助成事業等の実施に引き継いで、国診協独自事業として平成30年度より実施している。

- 開催日、開催地（東京都（2回）、大阪府での開催を予定）
開催日、開催地について調整中。
- 参加募集人員：30名程度

⑩ 国保直診歯科関係者研修会

- 開催日等 令和7年4月12日（土）（オンライン開催）

(3) 学会主催・開催支援・情報提供に関する事業

① 第65回全国国保地域医療学会

- 開催期日 令和7年10月3日（金）・4日（土）
- 開催地 和歌山県和歌山市（和歌山城ホール ダイワロイネット和歌山）
- メインテーマ「人口減少地域の生活を守る地域包括医療・ケア」
～よみがえりの地 紀州・熊野から～

(4) 地域包括医療・ケア認定に関する事業（年2回、新規認定、更新認定を実施）

地域包括医療・ケア活動を実践している施設及び地域包括医療・ケア活動に従事する医師、歯科医師並びにその他の専門職員（保健・医療・介護及び福祉業務に従事する専門職種職員）の認定制度の充実を図り、地域包括医療・ケアの推進を行う。また、前述した地域包括医療・ケア認定医も総合診療専門医を目指す専攻医の特任指導医の候補として位置づけられた。引き続き、地域包括医療・ケア認定医の資格取得の推進を図っていく。

(5) 地域包括医療・ケア活動の振興に関する事業

- ① 都道府県で開催される国保地域医療学会への支援
- ② 都道府県協議会及びブロック協議会の活動に対する支援

(6) 国診協表彰（会長表彰）に関する事業

- ① 地域包括ケアシステム推進功績者表彰
- ② 国診協事業推進功績者表彰
- ③ 全国国保地域医療学会優秀研究表彰

(7) 天災地変等（激甚災害指定等又はこれに準じる場合）による被災時の支援事業

- ① 支援金の募集及び会員施設への支援金送金
- ② 会員施設への人的支援の調整（派遣要請に基づく会員施設への派遣協力依頼）及び物的支援の調整（調達、送付並びに会員施設への支援協力依頼）